

第8回京都府税務共同化推進委員会次第

平成19年10月12日(金)
午後3時～
職員福利厚生センター第4・5会議室

1 開 会

2 共同徴収システムの概要設計について

3 共同組織の諸課題について

4 そ の 他

5 閉 会

第8回税務共同化推進委員会資料目次

(平成19年10月12日)

	(頁)
○ 京都府税務共同化推進委員会（第7回）概要 -----	1
○ 京都府・市町村共同徴収支援システム（要約） -----	2
○ 共同組織の諸課題 -----	3
○ 業務組織イメージ（徴収関係） -----	4
○ 業務組織イメージ（課税関係） -----	5
○ 広域連合の運営機構（イメージ） -----	6
○ 広域連合と一部事務組合の比較 -----	7
○ 府内市町村の概要 -----	8
○ 京都府・市町村共同徴収支援システム基本設計書（概要版） -----	別添

京都府税務共同化推進委員会（第7回）【未定稿】

1 日 時 平成19年9月11日（火） 午前10時～12時

2 場 所 府庁西別館4階 会議室

3 出席者 委員5名（2名欠席）、事務局（総務部理事、税務課長他）

4 審議概要 ・ 中間まとめ案について審議し、原案を了承。
・ 課税共同化（個人住民税、その他の税）について審議
・ 不服申立の共同化について審議

(1) 中間まとめ

前回の審議（納税の利便性向上、基本業務留意事項の追加）を踏まえた中間まとめ案を了承。市町村に送付するとともに、府のホームページに掲載する。

(2) 課税の共同化（個人住民税）

○ 個人住民税について、納税者の利便性の向上、作業の簡素化に資するため、サラリーマン等に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書の特別徴収に関するものは、窓口を一本化するとともに電子申告の活用を図る。更に、事業者等に係る所得税確定申告書（住民税分）、住民税申告書に関するものも、一括受付を行い、府内一本での課税処理を目指す。

納税義務者確定のための円滑なデータ連携が課題となる。

(3) 課税の共同化（その他の税）

○ 原則、共同化を目指すものとして、税目毎の特性（徴収方法、課税客体、課税標準など）に応じて、次のように分類される。

- ・ 一括受付を行い、共同処理を行うもの
市町村たばこ税、府たばこ税
- ・ 課税リスト作成以降について、共同処理を行うもの
都市計画税、不動産取得税
- ・ 滞納引継後共同処理を行うもの

（府 税）個人事業税、自動車税、自動車取得税、ゴルフ場利用税、
軽油引取税、鉦区税、狩猟税、産業廃棄物税

（市町村税）軽自動車税、鉦産税、入湯税、山砂利採取税

これらについても、共同化による業務合理化を目指す立場から、府内一本処理や隣接市町村の共同処理等の工夫を検討する必要がある。

○ 京都市との連携の重要性、諸税処理の負担割合の課題、税込・業務量の小さい諸税の段階的な共同処理拡大の意見が出された。

(4) 不服申立の共同化

○ 不服審査の課題は、公正の確保、専門性の向上、作業の効率化、固定資産価格関連案件の市町村と府の連携であり、共同化の要点は、固定資産評価審査委員会の共同設置及び不服審査を支援する事務局の一元化（府内一本化）である。

○ 納税者の利便性への配慮、不服申立に至るまでの苦情段階での対応が重要で、共同組織での研修などの工夫が必要である。

(5) 事務局からの報告事項

○ 9月6日に作業チームメンバー及び希望職員を対象に税務共同化の検討会議を開催するとともに、5つの作業チームを立ち上げた旨報告。

5 次回日程等 平成19年10月前半で調整中
場所は事務局から連絡
議題は、① 課税共同化の業務効率
② その他の課題

（以上）

京都府・市町村共同徴収支援システム（要約）

1 システムの目的（概要版1頁）

府と市町村の納期限後一定期間経過した未納案件について、本システムを活用し、電話催告・文書催告等の外部化による大量案件の圧縮、職員による計画的な納税折衝、財産調査、差押等の滞納整理業務を支援し、徴収率向上を実現する。

2 開発方針（概要版1頁）

- (1) 府・市町村システムとのインターフェースは、基本的には共通仕様とする。
（やむを得ない場合は、データ授受後に共通仕様フォーマットに変換する等の考慮により、基幹部への影響を極小化）
- (2) 基本的に自動運転を前提として設計、システム監視/センタ運用者に対する負荷を極力軽減する。
- (3) 共同徴収システムへのアクセスは後期高齢者システムに準拠し、京都府デジタル疎水ネットワークを利用し、暗号化通信を行う。
- (4) 2台構成によるノンストップ運用を基本としたシステム構成とする。
- (5) 自然災害や意図的不正行為に対して十分な予防が行えるシステムを実現する。
- (6) データ形式は、DOSフォーマットのテキスト形式とし、改行コードを付与し、コード形式はUNICODEとする。文字コードは住基ネット統一文字コードとする。

3 対象税目（概要版2頁）

- (1) 市町村税 … 個人市町村民税*、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、諸税、国民健康保険税（料）（*個人府民税は、府税）
- (2) 府税 … 法人府民税、法人事業税、自動車税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、諸税

4 引継情報（概要版2頁）

滞納繰越分及び納期限後一定期間経過後の未納案件（全期分）を引継

なお、滞納繰越者に係る現年分は、課税時に引継

- 滞納管理引継リスト … 宛名情報、滞納情報、課税情報（概要版3頁）
- 滞納管理異動リスト … 宛名情報、調定減情報、消込情報（概要版5頁）

5 業務概要（概要版6頁）

(1) 府・市町村業務等

- 滞納管理引継・異動リストの作成、センターへの伝送
- 収納データの登録
- 督促状の公示送達
- 府・市町村の収納管理システムへの登録、引継エラー時対応
- 窓口対応

(2) 共同センター業務（概要版7頁）

滞納引継/宛名名寄せ/督促状発付/催告書発付/電話催告/折衝/滞納処分/分析・報告/宛名管理/マスタ管理・運用業務

6 システム機能・画面・帳票・DB（概要版8～13頁）

(1) 機能一覧（概要版8頁）

滞納引継/滞納者管理/折衝/処分/分析・報告/宛名管理/マスタ管理

(2) 画面一覧（概要版9頁）

共通/滞納引継/滞納者管理/折衝/処分/分析・報告/宛名/メンテナンス

(3) 帳票一覧（概要版10～12頁）

滞納引継/滞納者管理/徴収/折衝/処分/分析・報告/宛名/メンテナンス

(4) DB一覧（概要版13頁）

納税者情報/収滞情報/名寄情報/マスタ情報

共同組織の諸課題

1 共同組織に求められる要件は何か。

- (1) 責任ある業務執行を行うために必要な要件は何か。
(法的性格、権限、運営、経費負担等)
- (2) メリット（税収確保、経費削減）の最大限の発揮のためには、何が必要なのか。
- (3) 求められる要件を満たす広域行政処理の制度（法的な仕組み）は何か。

2 広域的な共同処理は、どれぐらいのエリア（所管地域）で行えば、メリットを発揮するとともに、住民サービスと両立しうるのか。

- 業務量に関連する事項（人口、面積、事業所数、税務職員数等）
- 納税者の利便性
- 関係機関との連携（市町村・府庁舎、税務署、法務局等）
- 業務の効率的、効果的な執行

3 3段階に配分した業務を、原則的に共同組織が行うとした場合、徴収・課税・その他の業務はどのように組織設計すれば最も効果的、効率的になるのか。

- (1) 府内一本処理の業務、広域的に共同処理する業務及び市町村庁舎等で対応する業務は、それぞれどのような組織にすればよいのか。
- (2) 一部市町村の滞納整理組合はどうすべきか。
- (3) 当面参画しない地域の府税組織を共同組織に含めるべきか。
(徴収の効率化、法人課税・家屋評価の一本化、不服審査の一元化等)

4 共同組織の税務職員に必要な資質、要件はどのようなものか。 (経験年数、専門性、人事交流、研修、勤務条件等)

5 その他

業務組織イメージ（徴収関係）

※名称等は全て仮称

本部

大量反復作業（一斉催告）、高度専門処理

部 門	担 当	担 当 業 務	業 務 見 直 し
○指導部門	・ 指導担当	徴収業務の企画立案、指導	
○催告部門	・ 文書催告担当 ・ 電話催告担当	電算による一斉文書催告の企画、管理 一斉電話催告の企画、管理	外部委託 外部委託 又は臨時職員
○特別機動整理部門	・ 特別機動整理担当	大口困難案件の滞納整理（滞納額500万円以上）	

4

地域センター

納税折衝、滞納処分（差押え等）

○滞納整理部門	・ 窓口担当	窓口収納 一時保管金の管理	
	・ 大口担当 ・ 地域担当 各センターに 1～3担当 (・ A市担当 ・ B市・C町担当 ⋮)	大口案件の滞納整理（滞納額100万円以上） 各地域内案件の滞納整理	

市町村庁舎等	窓口業務（収納、相談、証明）、還付・充当、課税権に基づく決議
--------	--------------------------------

業務組織イメージ（課税関係）

※名称等は全て仮称

本部

窓口一本化機能、大量反復作業、高度専門処理

部 門	担 当	担 当 業 務	業務見直し
○指導部門	・指導調整担当	課税業務の企画立案、指導調整（土地評価の調整を含む）	
○一括受付処理部門	・法人一括受付・処理担当 ・個人住民税給与支払報告担当 ・固定資産税償却資産担当	法人関係税申告書受付審査、データ管理（配信）、委託管理 たばこ税申告書受付審査 報告書等受付審査、データ配信、委託管理 申告書受付審査、データ配信、委託管理	電子申告の推進 入力業務委託の検討
○特別機動部門	・特別法人調査担当 ・家屋機動評価担当	大規模等法人の調査 大規模等特殊家屋の評価	
○納通処理部門	・納税通知管理担当	納税通知書の一括作成・発送、委託管理	外部委託を検討

+府単独で一本処理する業務 自動車税

地域センター

法人、固定資産（家屋・償却資産）の調査、間接税業務

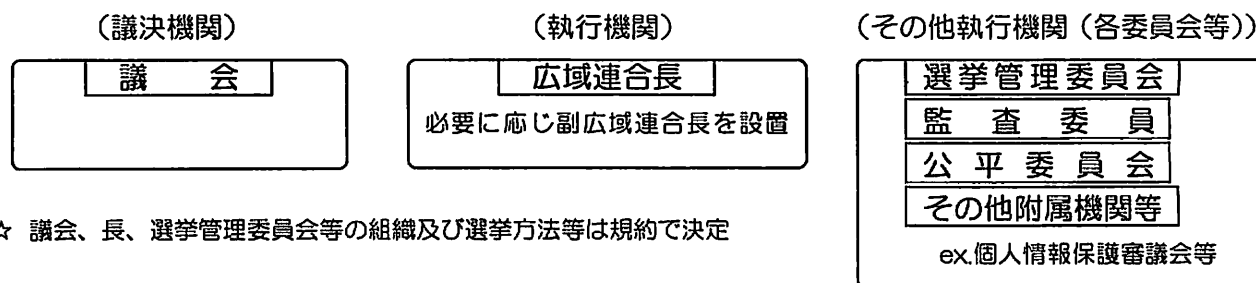
○事業税部門	・法人関係調査担当 ・個人事業調査担当	法人関係税相談、調査（未申告・未登録、税務署、給報等） 個人事業の調査、個人事業税の処理	
○資産税部門	・家屋・償却資産調査担当 ・取得調査担当	家屋・償却資産の評価、調査 登記所調査、不動産取得税の処理	
○間接税部門	・間接税担当	軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉱区税、（入湯税、鉱産税）の処理（・調査）	

市町村庁舎等

固定資産税（土地の評価、課税リスト）、個人住民税（課税リスト）等
窓口業務（台帳縦覧、相談、証明等）、課税権に基づく決議

広域連合の運営機構（イメージ）

【 組織体制 】

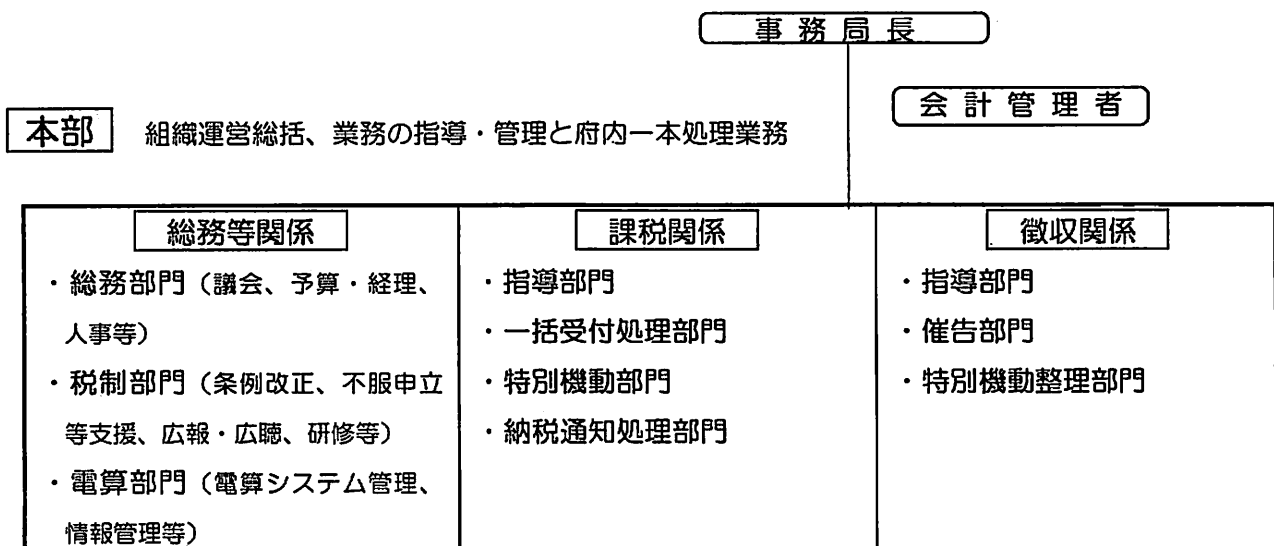


☆ 議会、長、選挙管理委員会等の組織及び選挙方法等は規約で決定

(参考) 京都府後期高齢者医療広域連合の例

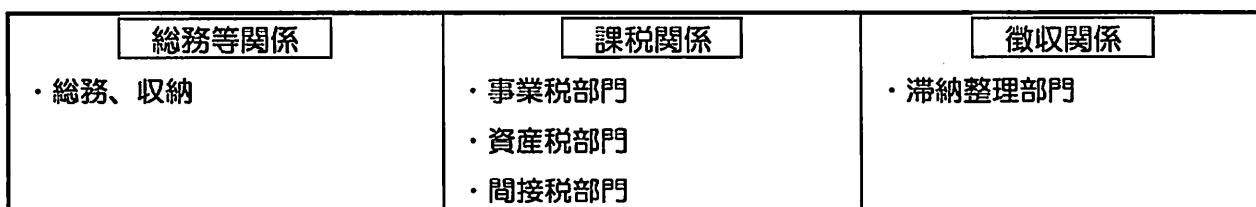
議会議員 30人、副広域連合長 6人以内、選管委員 4人、監査委員 2人、公平委員 3人

【 事務局体制 】



- 府内一本処理業務（文書・電話催告、特別機動整理、申告書等一括受付等）を本部ですべて処理するか否かは検討

地域センター 現地現場での作業が必要な業務の共同処理



(その他)

住民との対面でのやりとりが必要な業務等を共同で行う体制については、処理方法等を精査の上で検討（例：窓口収納、市町村・府の納税証明書の交付、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等）

広域連合と一部事務組合の比較

		一部事務組合	広域連合
団体の性格		・ 特別地方公共団体（法人格あり）	
構成団体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、市町村及び特別区 ・ ただし、複合的一部事務組合は市町村の組合のみ可 <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">弾力性</div>	
権限	処理事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理 ・ 事務権限は構成団体の機能から除外（委任先に帰属） 	
	国等からの委任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は都道府県からの事務の受入れ不可 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">国等からの受託可</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は都道府県は、<u>直接に広域連合への事務委任が可</u> ・ 都道府県加入の広域連合は国に、その他の広域連合は知事に権限・事務を委任するよう要請可
	構成団体との関係等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約の変更は構成団体の協議要（個々の自治体の議会議決も要） <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">独立性</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左。<u>構成団体へ規約変更の要請可</u> ・ <u>広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告可</u> ・ 国の地方行政機関、知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置可
運営	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 — 管理者（執行機関） ・ 複合的一部事務組合は管理者に代えて理事会の設置可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会 — 長（執行機関） <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">民主的</div>
	議員等の選挙方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員及び管理者は、規約の定めにより選挙又は選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員及び長の選出は、<u>当該区域内住民の選挙（直接・間接は不問）</u>。充て職不可
	直接請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に特段の規定なし <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">民主的</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通地方公共団体と同様の<u>直接請求の制度あり</u> ・ 広域連合の区域内に住所を有する者は<u>広域連合に対し規約変更の要請が可</u>
	職員、財産、財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置は規約で規定。独自職員の採用も可。構成団体からの派遣も一般的 ・ 固有財産の所有可 ・ 経費支弁方法は規約で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の構成団体の分賦金は、人口、面積、地方税収入額、財政力等の客観的な指標に基づき算定
設置手続		<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体の協議により規約を制定（議会の議決要） ・ 都道府県加入は総務大臣、その他は知事の許可 ・ 総務大臣は広域連合の許可を行うときは国の関係行政機関の長に協議 	

府内市町村の概要

市町村名	関係機関				人口(人)		世帯数(世帯)		面積(Km)		①地方税計(百万円)				②市町村税徴収率		③府税徴収率		④税務職員数				
	振興局	府税事務所	税務署	法務局	各地域計	各地域計	各地域計	各地域計	①地方税計(百万円)			市町村税	府税	計	市町村税徴収率 (%)	25年度繰上	府税徴収率 (%)	25年度繰上	④税務職員数				
									市町村税	府税	計								市町村	府	計		
京都市	—	3府税	7税務署	1局2出張所	1,392,746	1,392,746	626,736	626,736	827.9	827.9	242,059	242,059	241,825	483,884	96.6	33.7	98.5	44.0	737	737	315	1,052	
南山城村	山城	山城南	木津	宇治	3,568	110,520	1,185	37,716	64.2	263.4	346	13,619	2,310	15,929	89.5	19.6	91.0	55.2	4	62	11	73	
精華町					35,047		11,948		25.7		4,937				95.7				19.6				16
和束町					5,236		1,715		64.9		407				91.9				20.4				5
笠置町					1,943		711		23.6		182				71.6				7.8				4
木津川市					64,726		22,157		85.1		7,747				—				—				33
宇治田原町					10,139		3,160		58.3		1,657				88.6				9.0				7
井手町		8,616	3,227	18.0	959	91.7	13.0	8															
八幡市		山城	京田辺	宇治	73,218	233,783	28,907	89,628	24.4	176.3	8,690	28,233	16,830	73,054	91.0	11.9	91.3	24.9	38	116	39	242	
城陽市					81,601		31,782		32.8		8,541				91.6				18.2				34
京田辺市					60,209		22,552		42.9		8,386				89.9				10.4				29
久御山町					16,848		6,357		13.9		4,483				93.1				24.8				14
宇治市		188,774	73,539	67.6	23,508	90.3	15.6	73	87														
大山崎町		京都西	右京	向日	15,332	147,946	5,921	59,396	6.0	32.8	2,609	20,576	4,447	25,023	95.3	25.7	93.6	27.1	11	61	京都市 分に含 む	61	
長岡京市	77,813				31,626		19.2		11,678		94.6				16.8				29				
向日市	54,801				21,849		7.7		6,289		92.7				17.4				21				
亀岡市	南丹	南丹	園部	94,356	147,859	33,371	52,916	224.9	1,144.3	9,468	15,149	4,074	19,223	90.5	17.5	89.0	24.1	37	62	19	81		
南丹市				35,885		13,147		616.3		3,977				94.7				23.0				12	
京丹波町				17,618		6,398		303.1		1,704				94.8				1.7				13	
綾部市	中丹	中丹西	福知山	38,535	213,009	15,143	87,071	347.1	1,241.8	4,351	29,406	1,626	35,417	91.9	17.6	93.0	34.8	19	96	16	127		
福知山市				82,590		32,659		552.6		10,889				93.8				18.9				30	
舞鶴市		中丹	舞鶴	舞鶴		91,884		39,269		342.2				14,166				96.1				28.0	91.5
宮津市	丹後	丹後	宮津	宮津	22,138	114,935	8,866	40,439	169.3	840.2	2,895	10,061	2,547	12,608	95.6	15.6	94.7	28.4	14	48	16	64	
与謝野町					25,583		8,772		107.0		1,708				92.7				18.2				14
伊根町					2,849		1,002		62.0		170				99.4				82.6				3
京丹後市			峰山	京丹後	64,365		21,799		501.8		5,288				91.8				13.8				17
計					2,566,420	1,073,798		4,608.2		387,094		278,044	665,138	95.0	23.7	97.6	36.4	1,269		431	1,700		
京都市除除計					1,173,674	447,062		3,780.3		145,035		36,219	181,254	92.4	16.4	91.6	27.4	532		116	648		